

# 一般事業主行動計画

～次世代育成支援対策推進法に基づく第7回行動計画～

～女性活躍推進法に基づく第3回行動計画～

社員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

- ◇ 策定事業主 社会福祉法人 大分県社会福祉事業団
- ◇ 策定日 令和2年3月13日
- ◇ 変更日 令和4年3月1日
- ◇ 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
- ◇ 計画内容

《次世代育成支援対策の目標・取組》

目標1：男性労働者の子育て応援休暇取得率40%以上かつ育児休業等取得者1名以上を目指す。

<対策>

- 令和4年4月～ 職業家庭両立推進者である副所属長より、法人作成チラシ等を用いて、職員への周知活動を行う。

《女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供》

目標1：管理職（課長職以上）に占める女性割合を45%とする。

<対策>

- 通年 人事担当者への積極的女性登用の働きかけをする
- 令和2年4月～ 女性育休、産休取得及び職場復帰後の育児への応援態勢強化のため、更なる女性正規職員の常時加配を図る。
- 令和2年4月～ 係長以下の職員を対象に次世代を担う組織リーダー（課長級以上）養成を目的とした総括育成研修を実施する。
  - 1, 令和2年4月～  
研修内容作成
  - 2, 令和2年6月～  
研修を実施し、管理職として必要な知識や意識向上を図る。

《職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備》

目標2：労働者の1年間の所定外労働時間を360時間以内とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 周知・浸透のため、各所属の職業家庭両立推進者である副所属長が積極的に呼びかける。毎週水曜日は法人全体の「ノーゼンデー」とし、周知を図る。